

## 指定管理者の指定について

- 1 施設の名称 深谷市立花園学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
  - (1) 所在地 深谷市小前田1994番地
  - (2) 団体名 社会福祉法人花園福祉会
  - (3) 代表者 理事長 高木恵一郎
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 公募・非公募の区分
  - (1) 区分 公募  
申請者は、市内で児童福祉施設の運営又は、埼玉県内で3年以上放課後児童健全育成事業を行っている法人等とする。（条件一部抜粋）
- 5 指定管理者候補者の選定
  - (1) 選定の結果  
令和4年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、評価基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

申請者	点数／配点
社会福祉法人花園福祉会	453／600
  - (2) 選定の理由
    - ア 安定した管理運営が見込まれる組織体制であり、職員配置計画も適切であることから、施設の管理運営を安定して行う能力を有していると判断できる。
    - イ 自主事業計画の内容が適切であり、児童や保護者の満足度を向上させるものであると判断できる。
    - ウ 提案価格について、施設の管理運営に係る経費の縮減を図ることができると判断できる。
    - エ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できる。
- 6 参考条文  
深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

(公募)

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項